

## 第7章 景観まちづくりの取り組み方策

### 1. 市民、事業者、行政の役割

地域の特徴を活かした良好な景観まちづくりを進めていくためには、個人レベルの活動だけではなく地域ぐるみの取り組みが重要です。このため、行政は市民・事業者に対する情報の提供や支援、市民や事業者は景観まちづくりに積極的に参加、協力するなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組む協働の景観まちづくりを進めていきます。

それぞれの主体は、以下のような役割を認識するとともに、相互に連携して景観まちづくりの取り組みを進めていきます。

#### (1) 市民の役割

市民は基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努める

市民は市や民間団体が実施する良好な景観の形成に関する施策や景観まちづくりに対し、積極的に協力する

#### (2) 事業者の役割

事業者は基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める

事業者は地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する

事業者は地域の景観まちづくりに参加し、社会貢献活動等を通じて良好な景観の形成並びに地域の活性化に寄与する取り組みへの協力を行う

#### (3) 市の役割

市は基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、実施する

市は地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施する

市は良好な景観の形成に関する市民、事業者、民間団体の主体的かつ積極的な取り組みが促進されるよう意識啓発や指導、助言、その他、景観まちづくりへの支援等、必要な措置を講ずる

市民や事業者との協働による景観まちづくりを推進するための体制を整備する

市は庁内関係部署をはじめ、国、奈良県、周辺市町村等関係機関との連携を図り、協力して景観まちづくりに取り組む

## 2. 景観まちづくりへ参加するための仕組みづくり

---

### (1) 普及啓発活動の推進

市民に景観の価値を深く理解していただくとともに、このような景観まちづくりの活動に積極的に参加してもらえるよう、シンポジウムやセミナー等を開催し、景観に関する情報や参考となる取り組み事例等を紹介するなど、意識の高揚を図ります。また、景観フォトコンテストや各種イベントなどの取り組みを通じた普及啓発活動を積極的に行っていきます。良好な景観を形成するための方針や基準などを、わかりやすく示した「景観ガイドライン」の作成を行い、広報やホームページ等を通して、市民や事業者に分かりやすく示します。地域や団体などが取り組む景観まちづくりの活動に対して、専門的なアドバイスを行う「景観アドバイザー」(学識経験者や専門家等)を派遣する制度の創設や、情報提供による主体的な取り組みへの支援を検討します。

### (2) 景観まちづくりに対する取り組みへの支援の充実

景観まちづくり活動の円滑化や動機付けとなり、また、市民意識の高揚を図るため、周辺の良いまちなみと調和して建築される建物に対する支援の充実を図ります。良好な景観まちづくりに積極的に取り組んでいる市民団体や事業者等に対する表彰制度の活用、広報、ホームページ等を通じた紹介を検討します。良好な景観まちづくりを推進するため、建築物や屋外広告物等に対する景観パトロールや監視活動に努めるとともに、これらの活動を行う市民ボランティアへの支援、その他協働によるチェック体制の充実を図ります。

### (3) 社会実験の実施

良好な景観まちづくりの実効性を高め、市民意識の高揚を図るため、市民や民間団体と協力し屋外広告物の一時的な撤去や建築設備の遮へいなど、社会実験の実施を促進します。

### (4) 地域特性に応じた住民主体の景観まちづくり

良好な景観まちづくりを進めるには、一定のルールが欠かせません。しかし、桜井市の景観は地形や自然条件、歴史性、暮らしのスタイルなどによって、その景観は多種多様です。このため、積極的に保全を図る地域や周辺と調和させながら柔軟に対応していく地域など、地域特性に応じた住民主体のルールづくりを進めます。

### (5) 段階的なルールづくり

景観まちづくりの機運や熟度に応じて、随時、計画内容の見直しを行うとともに、まちづくり会議等で一定の理解が得られた地域から段階的にルールづくりを進めるなど、良好な景観まちづくりに向けて成長させる計画としていきます。

### 3. 景観まちづくりの推進体制の整備

---

#### (1) 景観法等に基づく諸制度の活用

景観まちづくりを円滑に推進し、地域住民等が積極的に関わっていけるよう景観法等に基づく諸制度を活用します。

##### 景観審議会

本市の景観まちづくりを進めるために、助言、指導、審議する第三者機関で、学識経験者や専門家等で構成される審議機関。

##### 景観協定

地域の特性に応じた景観まちづくりについて、きめ細かなコントロールを行うために、地域住民が主体となって取り組み基準を定める制度。

##### 景観整備機構

市民の方々を含めた民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るため、一定の景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人、または特定非営利活動法人(NPO)について、景観行政団体がこれを指定し、景観形成を担う主体として位置付ける団体。

##### 住民提案制度

土地の所有者や景観まちづくりに係わるNPO、公益法人等が、景観計画に対して提案ができる制度。

#### (2) 推進体制

景観まちづくりは、市民・事業者をはじめ、国、県、周辺市町村との連携を図りながら、推進していきます。

##### 審議機関

###### <景観審議会>

- ・ 景観審議会は景観計画や景観ガイドラインの策定、届出行為に関する勧告等、景観施策に関する審議を行います。また、行政に対し、景観まちづくりに関するアドバイスをを行います。

##### 行政

###### <景観事務局(桜井市都市計画課)>

- ・ 景観事務局(都市計画課)は景観行政の円滑な推進を図るため、庁内関係部署、国、県等との協議・調整を図りながら、市民・事業者に必要な情報提供や助言、その他支援等を行います。
- ・ また、景観審議会に対しては、景観まちづくりに関する提案や必要な情報提供を行います。

市民・事業者等

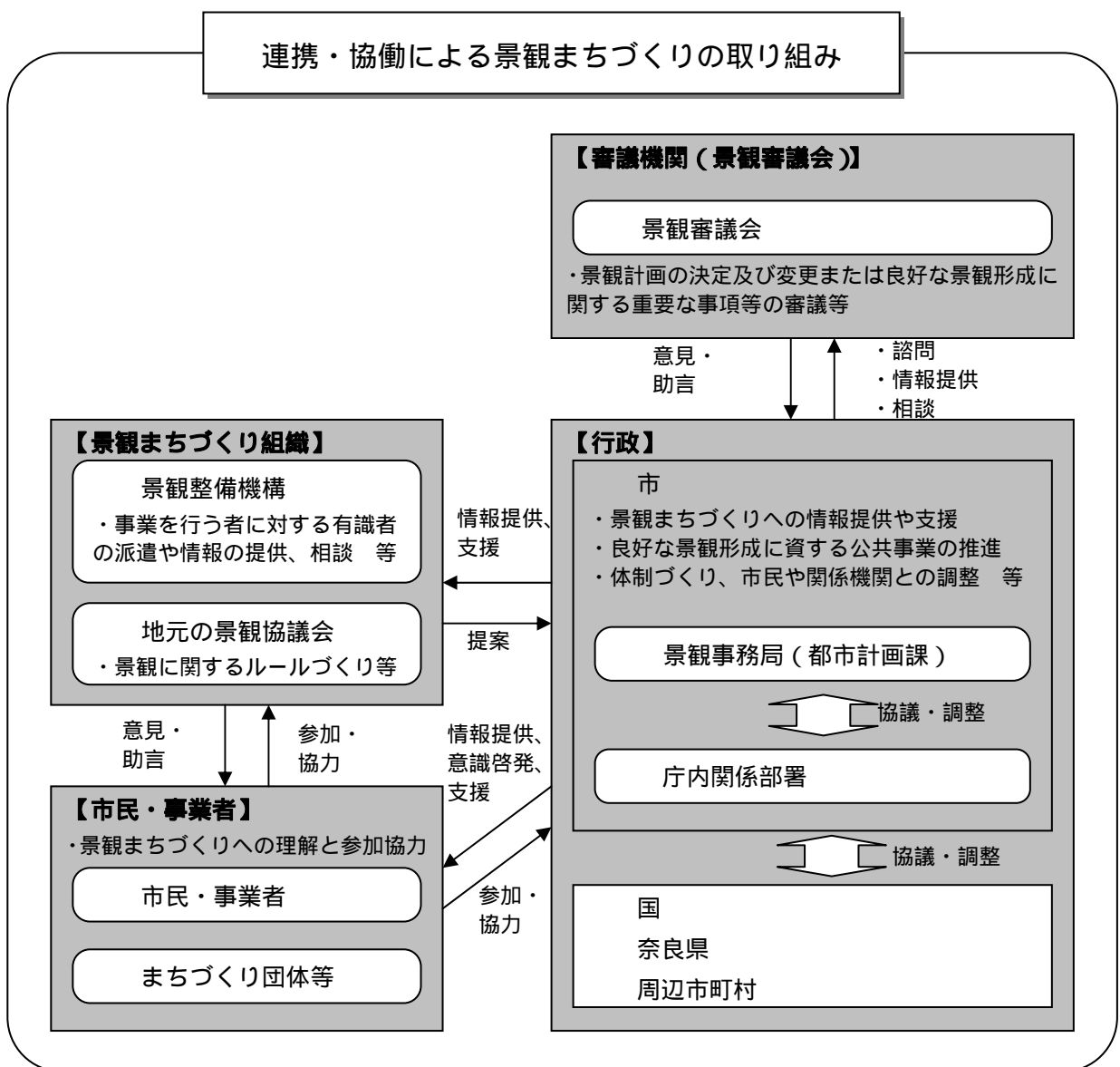
<景観整備機構>

- ・ NPO法人や公益法人を「景観整備機構」と位置づけ、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、有識者の派遣や情報の提供、相談など、住民主導の持続的な取り組みを支援していきます。

<地元の景観協議会>

- ・ 景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構などが協議を行い、景観に関するルールづくりなどを行います。

推進体制のイメージ



桜井市産業建設部 都市計画課

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

Tel.0744-42-9111 (代表)

Fax.0744-46-1782

E-mail [tokei@city.sakurai.nara.jp](mailto:tokei@city.sakurai.nara.jp)